

## 「ふじのくに協働の推進に向けた基本指針」（案）に対する県民意見提出手続の結果

## 1 意見の募集期間

平成 27 年 12 月 17 日（木）から平成 28 年 1 月 15 日（金）まで

## 2 意見の提出状況

意見提出者 3 人（3 件）

## 3 提出された意見の概要及び対応案

	意見の概要	意見への対応案
1	NPO 活動を進めるに際しては活動場所の確保も重要な要素である。公共施設の利用条件の緩和や空家、空倉庫の活用促進等についても検討すべきである。	平成 24 年度の地域交流プラザ「パレット」のあり方見直しの際に、NPO などの市民活動の場の提供は主に市町の役割として既に整理されていますが、県としても、NPO などへの支援の一つとして寄附のほかにもこのような活動場所の提供という形態もありうることを企業や市民に PR していきます。 →指針案への反映 第 5 章今後の県の施策の方向性 2 (3) 協働への参加・支援のすそ野の拡大に記載した「多様な支援手法の提示」の一例として活動場所の提供を追記しました。
2	行政が協働による地域づくりを進めていく上で重要な相手先は NPO よりも自治会などである。よって、自治会などコミュニティ組織にスポットを当てた内容とすべきである。	本指針の趣旨は自治会等のコミュニティ組織を含めた多様な主体による協働の推進です。特に市町においては自治会が主要な協働相手であることは認識しておりますが、これに NPO など同じ課題意識を持つ団体・組織を加えた取組を進めることで、地域の課題解決力が更に高められることが期待されます。
3	施策の進捗に関連する参考指標について見直しが必要ではないか。安易に認定法人数を増やしても、認定の維持が難しい法人が増えることも懸念される。また、年間収入額についても、事業費の多寡では計れない社会的意義のある活動を行っている法人の評価ができないのではないか。	指標については、寄附型の NPO については「認定・仮認定」の取得、事業型の NPO については一定規模以上の事業費が経営の安定性の一つのバロメーターとなると考えられます。ご指摘のとおり「認定・仮認定」については取得後の運営が重要であり、県としてもコンサルティングサービスを強化する中で、取得後のフォローアップについても行っていきます。 事業費額はあくまで経営基盤の安定性を計るための指標であり、活動の質的側面については事例紹介サイトを通じた情報発信を行っていくこと等により向上を図っていきます。